

編集部：これは今年初め設けられた沖縄県環境影響評価審査会あてに出された意見です。浦島さんは審査会での意見発表もされました。

沖縄県環境影響評価審査会 あて

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書への意見

発言希望	有 ・ 無
意見提出者名（フルネームを記載してください）	浦島 悦子
住所（市町村名・字名だけで結構です）	名護市字三原
<p>環境保全の見地からの意見</p> <p>はじめに、意見を述べる分野（大気質、騒音等）を記載してください。 意見は、日本語により、意見の理由も含めて記載してください。</p> <p>名護市民として、また、この施設が建設されれば多大な影響を受ける地元住民として意見を述べます。</p> <p>対象事業の目的について</p> <p>本事業は2006年4月7日の（当時の）防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との合意が基本になっているが、そもそも名護市民は1997年12月の市民投票で基地反対の市民意思を示し、その後、市民意思と首長の意思とのねじれが続いたものの、2010年1月の名護市長選によって市民意思を体現する市長が誕生、普天間代替施設を辺野古に建設する日米合意に明確に反対し、それを行動に移してもいる。そのことによって、条件付きで辺野古移設を受け入れていた県知事も「県外移設」へと姿勢を変えた。準備書段階と今日では状況が大きく異なっているにもかかわらず、評価書が180度に近いその変化を無視しているのはきわめて不当である。</p> <p>代替施設の運用について</p> <p>私たち地元住民が最も心配しているMV22 オスプレイの配備が、当初からわかっていたにもかかわらず準備書段階まで隠され、アセス手続の最終段階、住民が直接意見を言えない評価書で初めて出されたことは、きわめて不当であり、「合意形成のツール」であるはずのアセス手続の精神に著しく反するものである。</p> <p>また、当初から「あり得ない」と言われていた台形の飛行経路（場周経路）が評価書で長円形に変更されたが、去る1月12日、辺野古アセス訴訟の法廷で普天間基地の運用実態について証言した宜野湾市基地政策部の山内繁雄部長は、米軍は場周経路を守らないと断言し、海上の平坦なところは訓練に適さないため陸上も使うことが容易に推定される、場周経路でなく運用段階の図面を示すことが必要だと述べた。そこで図示された、普天間基地の運用実態から推定される辺野古代替施設の運用状況は非常に衝撃的であり、安部集落に隣接する私の居住区の上も縦横に飛び回り、影響は多大であることを実感した。</p>	

評価書では場周経路のみが示され、北部訓練場や伊江島などへ飛ぶ際の経路は示されていない。基地間移動やタッチアンドゴーも含め、住宅地を避けることはできないと、山内部長は普天間の経験から明言した。

評価書では、「気象、管制官の指示、安全、パイロットの専門的な判断、運用上の所要等により図示された場周経路から外れることがあります」としており、「運用上の所要」とは「何でもあり」としか思えない。また、「代替施設から他の施設への飛行経路については、米軍の運用に関わるものであり、具体的に決まっていない」ものの、「集落地域上空の飛行を回避する」との方針については、米軍からも理解を得ていると認識しているが、米軍の実態を見ればそれが期待できないのは明白である。

オスプレイの配備によって騒音レベルも、低周波音による「心理的・生理的影響」「物的影響」も増大することが評価書では示されているが、閾値を越えるとされる安部集落でも「飛行回数はわずか」「短時間」で「影響が出るとは限らない」とされていること、低周波音の影響を「睡眠障害」だけしか取り上げていないことは、きわめて不当である。

離発着回数についても、「米軍の運用の細部に係わる事項であり、あらかじめ示すことは困難」とされ、アセスの最終段階においても運用の内容は具体的に示されず、住民の不安をますます増大させるだけのものではない。

景観、人と自然との触れ合い活動の場、歴史的・文化的環境について

自然環境は、その景観を含め、地元住民にとって生産と生活の基盤であるだけでなく、歴史・文化、精神を育む土壌である。自然環境が改変・破壊されることはそれらの全てに甚大な悪影響を及ぼすことは必至である。住民にとって非常に切実なこれらの点について、私は準備書に対する意見を述べたが、それに対する事業者の見解はすべて、「変化は小さく」「影響はない」とされており、きわめて不当である。

代替施設建設によって消失する「伝統的な行事及び祭礼の場等の移動先について検討を実施します」とあるが、それらは伝統的なその場所において意味を持つのであり、移動によって「環境保全措置」ができるものではない。

* 申し述べたいことは山ほどありますが、細部は専門家にお任せし、最後に、このアセスは、アセス手続の前提である地元合意もなく、何が何でも基地建設を行うという結論に合わせるためだけに、強引な手法で結論を正当化するものであり、このようなアセスがまかり通るなら日本のアセス制度は死に体となってしまうこと、アセス制度の崩壊がここから始まったと言われないよう、また、私たち地元住民にとってだけでなく全県民、否、地球の宝であるこれらの大切な自然を次世代に引き継ぐために、方法書からやり直すべきであることを結論とします。

以 上



2009年2月22日のジュゴンの映像
(『普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境
影響評価書』6-16-110)